

和歌山弁護士会ではスクールロイヤー制度の実現に向けたワーキンググループを結成し、一部既に実現したところもありますが、日々試行錯誤を重ねながら熱心に活動を続けております。

その一環として、岩出市教育委員会と提携し、申込みのあった学校に弁護士が訪問し現場の先生方から相談を受けるという取組を行いました。私も岩出市内のとある中学校を訪問し、教頭から相談をお聞きしました。その内容は、放課後や休日に生徒が飲食店で騒いでいるため現場まで来て指導してほしい、というような外部からの要望に対しどのように対応すべきか、といったものでした。

当然のことながら、学校として対応すべき範囲は対応することになりますが、過剰とも思える要求すべてに対応して時間が取られては学校の本来業務に支障が生じてしまいますので、どこで線引きをするかを定めるべきである、との助言をさせていただきました。

そのほかにも、お話をお聞きしている中であれもこれもと日々疑問に思われている、ちょっとした悩み事の相談が次々とあり、現場の教員の方々が様々な問題に直面しておられることを実感しました。

そのような悩み事や様々な問題を早期に解決し、教員がより児童・生徒に向き合い、教育の充実に全力で取り組めるよう、気軽に弁護士に相談できるシステムの構築が重要であると考え、より良いスクールロイヤー制度の実現に向けて活動を続けていく気持ちを新たにしました次第です。



和歌山弁護士会副会長  
石原詢二 弁護士



## 法律紛争に止まらない相談内容

私は、本年度、有田市教育委員会から委託を受け、スクールロイヤー業務に従事しています。

「スクールロイヤー」は、文科省の後押しもあり、各地で制度作りが進んでいますが、決まった定義があるわけではなく、制度内容は各地によって様々です。代表的な類型としては、①学校現場における法的疑問を解消するための相談業務を行うもの、②相談業務のみならず保護者対応等の対外的活動を行うもの、③これらのほかに教職員の研修や児童生徒の法教育を行うものなどがあります。スクールロイヤーの勤務態様もさまざまで、月や週ごとに決まった回数勤務する形態もあれば、相談が生じた際に都度依頼があるといった形態のものもあります。相談経路も、学校から直接弁護士に相談が入る形態もあれば、教育委員会が統括して弁護士に依頼をする形態などもあります。有田市においては、おおむね月1回のペースで法律相談を実施しています。当該相談日に向けて、有田市内の小中学校の現場からの法律相談を有田市教育委員会がとりまとめ、寄せられた法律相談に対し私が相談日にお答えするという方法で実施しています。

寄せられるご相談は、日ごろの学校現場における法的な疑問点や対応に悩んでいることなどが主だった

ものです。具体的には、学校における児童生徒間のトラブル、学校外での児童生徒の対外的トラブルと学校の責任、児童生徒の通学中の学校の責任、学校の施設設備の管理の問題、学校における教材等の著作権の問題など多岐にわたります。

我々弁護士も、また一般の方も、弁護士が対応する問題と言えば、法的紛争をイメージすることが多いですが、実際に学校現場からの相談をお聞きすると、法的紛争以外にも、学校現場にはたくさんの法的疑問が存在していると実感します。現場の先生方は互いに考え、工夫しながらご対応をされながらも、法的に正しいのか、問題はないのかというある種の不安を抱えておられます。これらの疑問や不安に対して、少しでも弁護士の回答が疑問解決や安心感につながれば良いと願っています。

有田市のスクールロイヤーはまだ始まったばかりで、現在の実施方法が確立されたものというわけではありません。今後、より学校現場の先生方にとって利用しやすく、かつ有意義な制度となるよう、教育委員会とともに考えていきたいと思っております。そして、単年度の実施で終わることなく、将来につなげていけるよう尽力していきたいと考えています。

中山良平  
弁護士



和歌山弁護士会は、和歌山の全弁護士が所属する団体です。和歌山弁護士会館のほかでも、橋本市、御坊市、那智勝浦町、串本町など、県内の各地でいろいろな法律相談会を実施しています。相談は予約制です。

## 法教育の一環としての「ジュニア・ロースクール」



和歌山弁護士会では、毎年8月に和歌山地方裁判所・検察庁と共催で高校生を対象にジュニア・ロースクールを開催しています。担当副委員長の戸村弁護士の感想をご紹介します。

和歌山弁護士会では毎年8月に、裁判所・検察庁と共催で、高校生を対象に、法や司法制度の背景にある価値観や考え方を学んでもらうことを目的とした「法教育」の一環として「ジュニア・ロースクール」を開催しています。今年は応募者が70名を超え、大盛況に終わりました。

このジュニア・ロースクールでは、和歌山地方裁判所の大法廷を使って模擬裁判を行い、生徒の皆さんには「裁判員」として様々な証拠や証人・被告人の話を検討してもらい、話し合い（評議）をした上で、被告人に判決を言い渡してもらいます。同じ裁判を見ていても、生徒さんによって証拠や証言に対する評価は千差万別で、実際、今年の模擬裁判でも、有罪1チーム、無罪2チームと結論が分かれました。このように様々な価値観を持った人が集まる中で、自らの意見を説得的に説明し、あるいは異なる立場の意見を聞き、検討し、時に自らの意見も批判的に検討したりすることは、多角的な物の見方を学ぶ絶好の機会といえるでしょう。裁判員対象年齢が引き下げられ、高校生でも裁判員に選ばれる可能性が出てきた今、こうした経験しておくことは非常に有意義だと思います。

また、ジュニア・ロースクールでは、現役の裁判官、検察官、弁護士が参加しており、当日は

質問をする時間も設けています。普段、中々接することのない、こうした現役の法曹三者の話を聞くことは、生徒さんが自らの進路や将来像についてビジョンを描くための良い刺激になると思われます。

是非、先生方から生徒さんに、広くこのイベントをお伝えいただき、来年も多数の生徒さんが参加して下さることを楽しみにしています。



法教育委員会副委員長  
戸村祥子 弁護士

知って  
ちよつと  
得する？

法律知識



**Q** いつも自転車を利用しています。法律が改正されたと聞いたのですが、どのような内容でしょうか？

**A** 道路交通法が改正され、令和5年4月から、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。努力義務とは強制力や罰則までは伴わないものですが、改正道路交通法によると、自転車を運転する際、利用者や同乗者はヘルメットをかぶるよう努めなければなりませんし、保護者の方も、児童が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならなくなりました。身の安全を守るため、学校でも生徒児童や保護者に周知するようにしてください。

回答した弁護士  
手拝誓哉 弁護士



毎週水曜日の夕方

先生や保護者に  
言いたくない相談など

弁護士が  
子どもからの相談に  
直接応じます！

ひとりでも悩まないで  
弁護士に相談しよう。

こども電話相談

073-488-3366

和歌山弁護士会 (わかやまべんごしかい)

相談無料

がっこうのこと、ともだちのこと、かそくのこと、なんでもそうだししょう!!

弁護士がすぐ  
電話に出ます

水曜日 4時～7時

しゅくじつ・ねんまつねんしをのぞく

秘密は守ります

弁護士が後で  
かけなおします

平日 10時～12時  
1時～4時

お金はいりません

073-488-3366

誌面づくりに役立てますので、取り上げてほしいテーマがあればご意見をお寄せください。

発行

2023年12月 和歌山弁護士会 和歌山市四番丁5番地 ☎073-422-4580(代) FAX 073-436-5322